

広島市中央卸売市場業務条例施行規則(抜粋)

第5章 広島市中央卸売市場運営協議会

(組織)

第33条 広島市中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第34条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者
- (2) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第35条 協議会に、会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を代理する。

(専門委員)

第36条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第37条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第38条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第39条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第40条 協議会の庶務は、中央卸売市場中央市場において処理する。

(委任規定)

第41条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。